

Spc jinjiken news

「65歳までの再雇用義務付け」法案提出へ (2月23日)

労働政策審議会（厚生労働大臣の諮問機関）は、希望する者全員の65歳までの再雇用制度導入を企業に義務付けることなどを盛り込んだ「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」について、「おおむね妥当」とした雇用対策基本問題部会報告を了承し、小宮山厚生労働大臣に答申を行った。厚生労働省では、現在開会中の通常国会に改正法案を提出する予定。

〔関連リンク〕

労働政策審議会、継続雇用者を限定する仕組みの廃止などの方針を了承
～「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000023f0k.html>

フルタイム労働者の所定内給与が2年連続増加 (2月22日)

厚生労働省が2011年の「賃金構造基本統計調査」の結果を発表し、フルタイム労働者の所定内給与が月額平均29万6,800円（前年比0.2%増）となったことがわかった。増加したのは2年連続。

〔関連リンク〕

平成23年賃金構造基本統計調査（全国）



<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginzenkoku.html>

非正社員の割合が35.2%に上昇（2月21日）

総務省が2011年の「労働力調査」の結果を発表し、雇用者のうち非正社員（派遣社員、アルバイトなど）の占める割合が35.2%（前年比0.8ポイント増）となり、2年連続で過去最高を更新したことがわかった。なお、一時期調査を行うことができなかった被災3県（岩手、宮城、福島）のデータは除かれている。

実収入に占める社会保険料の割合が初めて 10%超に（2月18日）

総務省が2011年の「家計調査」の結果を発表し、勤労者世帯1世帯あたりの社会保険料が月額平均4万6,240円（前年比2.0%減）となったことがわかった。実収入（46万2,199円）に占める社会保険料の割合が初めて10%を超えた。

高卒者の就職内定率が80.4%に上昇 (2月18日)

文部科学省は、今春卒業する高校生の就職内定率（昨年12月末時点）が80.4%（前年同期比2.5ポイント上昇）となったと発表した。2年連続の改善で、同省では、「求人数が増加したことや、高校がハローワークと連携して支援を強化したことが改善につながった」としている。

所定内給与が6年連続で減少(2月17日)

厚生労働省が2011年の「毎月勤労統計調査」の結果を発表し、労働者1人当たりの所定内給与が月額平均24万4,001円(前年比0.4%減)となり、6年連続で減少したことがわかった。震災の影響で労働時間が減少したことなどが影響した。

年金・税管理の共通番号制度を閣議決定(2月14日)

政府は、「社会保障と税の共通番号制度」に関する法案(マイナンバー法案)を閣議決定した。国民に1人ずつ固有の番号を割り当て、年金や税務申告などの社会保障サービスの利用状況を一元管理するのがねらい。2014年6月に番号を配布し、2015年1月からのスタートを目指す。

公的年金 50代半ば以下で負担超過の「赤字」(2月8日)

内閣府経済社会総合研究所は、公的年金(国民年金・厚生年金)を受給できる額から支払額を差し引いた「生涯収支」を世代間で比べた場合、50歳代半ば以下の世代において、支払額のほうが多くなるとする試算結果を発表した。デフレが長引くほど「赤字」の額は拡大する。

年金の繰下げ支給 手続き忘れに救済策導入へ(2月7日)

厚生労働省は、公的年金の「繰下げ支給」について、受給者が手続きを忘れた場合であっても、70歳時点でさかのぼって年金を支給する救済策を導入する方針を明らかにした。現在は、手続きをせずに70歳を過ぎてしまうと、70歳

から手続きをしたときまでの年金はもらえないこととなっている。

厚生年金「加入逃れ」の事業所名を公表へ(2月7日)

厚生労働省は、厚生年金保険料の負担を逃れるために故意に加入を届け出ず、加入指導にも応じない事業所の名前を公表する方針を明らかにした。2010年度末時点において約175万事業所が加入を届けているが、日本年金機構が把握しているだけでも約10万8,000事業所が未届けとなっている。

「職場のパワハラ」6つに類型化(1月30日)

厚生労働省のワーキング・グループは、職場におけるパワハラ行為の定義を明確にするため、該当行為を6つに類型化(1.身体的な攻撃、2.精神的な攻撃、3.人間関係からの切り離し、4.過大な要求、5.過小な要求、6.個の侵害)した報告書をまとめた。同省がパワハラ行為の定義付けを行ったのは初めて。

〔関連リンク〕

職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告～「職場のパワハラメント」の予防・解決に向けた労使や関係者の取組を支援するために、その概念や取組例を整理～(1月30日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000021hkd.html>



トピックス 4月納付分より協会けんぽの保険料率が引き上げられます！

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、平成24年度の保険料率の引き上げを決定しました。一般保険料率（都道府県単位）の引き上げは3年連続。今回の改定においては、上昇幅、改定後の率とも過去最高。半数を超える都道府県で10%台となります。適用は、平成23年3月分（4月納付分）からになります。

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

	変更前		変更後		変更前		変更後
北海道	9.60%		10.12%	滋賀県	9.48%		9.97%
青森県	9.51%		10.00%	京都府	9.50%		9.98%
岩手県	9.45%		9.93%	大阪府	9.56%		10.06%
宮城県	9.50%		10.01%	兵庫県	9.52%		10.00%
秋田県	9.54%		10.02%	奈良県	9.52%		10.02%
山形県	9.45%		9.96%	和歌山県	9.51%		10.02%
福島県	9.47%		9.96%	鳥取県	9.48%		9.98%
茨城県	9.44%		9.93%	島根県	9.51%		10.00%
栃木県	9.47%		9.95%	岡山県	9.55%		10.06%
群馬県	9.47%		9.95%	広島県	9.53%		10.03%
埼玉県	9.45%		9.94%	山口県	9.54%		10.03%
千葉県	9.44%		9.93%	徳島県	9.56%		10.08%
東京都	9.48%		9.97%	香川県	9.57%		10.09%
神奈川県	9.49%		9.98%	愛媛県	9.51%		10.03%
新潟県	9.43%		9.90%	高知県	9.55%		10.04%
富山県	9.44%		9.93%	福岡県	9.58%		10.12%
石川県	9.52%		10.03%	佐賀県	9.60%		10.16%
福井県	9.50%		10.02%	長崎県	9.53%		10.06%
山梨県	9.46%		9.94%	熊本県	9.55%		10.07%
長野県	9.39%		9.85%	大分県	9.57%		10.08%
岐阜県	9.50%		9.99%	宮崎県	9.50%		10.01%
静岡県	9.43%		9.92%	鹿児島県	9.51%		10.03%
愛知県	9.48%		9.97%	沖縄県	9.49%		10.03%
三重県	9.48%		9.94%				

変更後の率の内訳... 特定保険料率は「4.01%（全国一律）」、基本保険料率は「上記の率 - 4.01%」

2 介護保険料率

	変更前		変更後
全国一律	1.51%		1.55%

<健康保険の保険料の仕組み>

[用語確認] 介護保険第2号被保険者とは、健康保険などの医療保険の加入者のうち、40歳以上65歳未満の方のこと

健康保険の被保険者（介護保険第2号被保険者以外）の保険料

$$\text{保険料} = \text{一般保険料} (\text{標準報酬月額} \times \text{一般保険料率})$$

注：賞与支払月には、標準賞与額×一般保険料率も徴収されます。

介護保険第2号被保険者に該当する健康保険の被保険者の保険料

$$\text{保険料} = \text{一般保険料} + \text{介護保険料} (\text{標準報酬月額} \times \{ \text{一般保険料率} + \text{介護保険料率} \})$$

注．賞与支払月には、標準賞与額×{一般保険料率+介護保険料率}も徴収されます。

〔このように計算した保険料の額を、労使折半で負担〕

新情報！ 平成24年度の公的年金の年金額を公表

公的年金（国民年金や厚生年金など）の額は、賃金や物価の変動、さらには、度重なる年金制度改革の激変に関する措置を加味して、毎年度改定されることになっています。

平成24年度については、所要のルールに従い、年金額が0.3%引き下げることになりました（厚生労働省から公表）。

平成24年度の年金額について

本年1月27日に、総務省から、平成23年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の前年比変動率がマイナス0.3%となった旨発表されました。

現在支給されている年金は、物価が直近の年金額改定の基となった物価水準を下回った場合に限り、それに応じてその額を改定することとしています。

平成24年度の年金額については、前年度に改定が行われているため、結果的に、上記の物価の変動率（マイナス0.3%）の分だけ、引き下げられることになりました。

〔年金額の改定の仕組み〕

現在、実際に支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている（特例水準）。

特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる物価水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。...所要の計算の結果、平成24年度の特例水準の年金額は、前年度から0.3%引き下げ。

一方、法律上本来想定している年金額（本来水準）は、物価や賃金の上昇や下落に応じて増額や減額されるというルール。...所要の計算の結果、平成24年度の本来水準の年金額も、前年度から0.3%引き下げ。

物価スライド特例措置により、特例水準の年金額と本来水準の年金額とを比較していずれか高い方が支払われる。平成24年度においては、特例水準の年金額の方が高いため（その差は2.5%）特例水準の年金額が支給される。

【参考】現在、特例水準（本来水準+2.5%）を、平成24年度から平成26年度までの3年間で計画的に解消することが検討されている（国会に法案を提出予定。成立すれば、平成24年度は10月分から年金額が更に0.9%引き下げられる）。

<平成24年度の年金額（月額換算）>

	平成23年度	平成24年度
国民年金（老齢基礎年金：1人分）	月額 65,741 円	月額 65,541 円 200 円
厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額*）	月額約 231,648 円	月額約 230,940 円 708 円

*厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬 36.0 万円）で 40 年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準。

補足 年金の支払は年6回（偶数月）です。年金額を12等分して月額を算出し（1円未満切り

2012年3月号

捨て、支払期月に2か月分がまとめて支払われます。改定された年金の支払は、本年の6月支給分からとなります。